

特 記 仕 様 書

委託番号 令和7年度 第1号
委 託 名 県営林委託事業（能家県営林）
事業場所 高島市朽木中牧地先

第1条 本事業の実施に当たっては、「県営(有)林事業仕様書」（以下、仕様書という）および「滋賀県森林作業道作設指針」による。

第2条 上記仕様書等に対する特記事項は下記のとおりとする。

第3条 チェーンソーを使用する場合は、労働安全衛生規則（令和7年6月1日）等に基づき必要とされる資格等を有している者を配置すること。

記

1. 間伐・造材

- (1) 成立本数の20%以上を間伐すること。
- (2) 不良木を優先的に伐採するものとする。市場価値のある優良木についても伐採、搬出の対象とするが、選木基準については事前に監督職員と協議すること。
- (3) 残存木の分布が林分内で偏らず、均等となるようにすること。
- (4) 造材は素材の収益性を十分考慮したうえで行うこと。

2. 搬出

- (1) 末口14cm以上の市場価値のあるもののみを搬出し、被害木、不良木、小径木等については伐採しても搬出しないこと。また、搬出しない伐倒木は可能な限り等高線状に並べるなどの林内整理を行うこと。
- (2) 搬出された木材は全数管理を行うこと。
- (3) 監督職員より、販売先や販売額についての情報提供を求められた場合は、これに積極的に協力すること。
- (4) 設計図書または特記仕様書等に示す面積と異なる場合は、設計図書の数量等に関して監督職員と協議を行ったうえで変更契約の対象とすることができる。

3. 剥皮害対策テープ巻付

- (1) 巻き付けにあたっては、地際の間隔をやや狭くすること。特に谷側の根張り部分は被害が多いため、テープをしっかり巻くようにする。ただし、テープが巻けない所については枝等を利用し巻くようにする。
- (2) 蔓性植物の巻き付きがある場合は、蔓の根元を切断した後にビニールテープを巻き付けること。
- (3) 対象木が肥大成長した時にテープを巻き込まないように、巻き付け方を工夫すること。
- (4) 当該事業の剥皮害対策テープについては生分解性テープを使用すること。

4. 森林作業道

- (1) ルートについては図面に示しているが、詳細位置については、現地において監督職員と協議のうえ決定する。ルート変更や延長の増減については事前に監督職員と協議を行うこと。協議に基づく延長の増減については設計変更の対象とする。
- (2) 作業道作設にかかる伐開幅は必要最小限とすること。また、幅員は 2.5m から 3.0m 程度とし、やむを得ず幅員が広くなる場合は事前に監督職員と協議すること。
- (3) 谷側盛土部分の転圧工程、地山側のほぐし工程においては竣工確認が出来ないため、監督職員による段階確認を適時行うので留意すること。また、段階確認の時期については監督職員と協議により定めることとする。
- (4) 必要に応じて丸太横断溝等を入れることとし、路面の最終仕上げが完了した段階で施工すること。施工箇所については監督職員と協議すること。
- (5) 谷渡り部や湧水等により、路体が軟弱になる恐れがある場合は、暗渠工、洗い越し工を利用すること。設置場所については監督職員と協議することとし、設置箇所数、設置延長等に応じて設計変更の対象とする。
- (6) 作業道作設中および搬出作業中の濁水防止対策を確実に行うこと。また、当該作業道が土砂災害の原因とならないように留意すること。
- (7) 別表出来高管理基準により適切に管理すること。

5. 保育間伐

- (1) 成立本数の 20% 以上を間伐すること。
- (2) 残存木の分布が林分内で偏らず、均等となるようにすること。
- (3) 伐倒木は枝払、玉切を行ったうえで水平方向に並べ、転落、流出しないように集積または固定し整理すること。

6. 不当介入に関する通報制度の徹底について

- (1) 受注者は、暴力団員等（暴力団の構成員および暴力団関係者、その他県発注工事等に対して不当に介入をしようとするすべての者をいう。）による不当介入（不当な要求または業務の妨害）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。
- (2) 受注者は、前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書により所轄警察署に届け出るとともに、監督職員に報告するものとする。また、受注者は以上のことについて、下請負人（再委託者の協力者を含む）に対して、十分に指導を行うものとする。
- (3) 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

7. 施工管理・安全管理、その他

- (1) 地元との調整が必要な点については適切に調整を行うこと。
- (2) 間伐木の出来形管理は「一般土木工事等施工管理基準」（平成 16 年 12 月滋賀県 3-117）の本数調整伐を間伐に読み替えて行うこと。ただし、森林作業道の出来形管理は別表出来形管理基準によること。
- (3) 本事業地付近には県道が通っているため、作業時には通行の支障とならないよう充分注意するとともに、必要に応じ安全対策を講じること。
- (4) 降雨時には現場のパトロールを行う等被災防止のための対策を講じること。
- (5) 土砂の持ち込み、持ち出しは行わないこと。
- (6) 現場までの経過道において破損等が生じないように必要に応じて養生を行うこと。
- (7) 林内は火気厳禁とする。また林内で発生したごみは持ち帰ること。
- (8) 森林作業道の使用後は良好な路盤状態に整形すること。
- (9) 本事業地において、滋賀県および滋賀県森林組合連合会等が研修、調査等を行う場合には、これに協力すること。

(10) 周囲測量、作業道出来形測量

1) 区域

- ・対象となる区域を確定し、周囲測量を行う。
- ・各測点に測点番号を記入した杭を設置すること。
- ・全測点のうち、その 1 点以上を G P S 受信機により測位し、その結果を用いて全測点について世界測地系第 VI 系に基づく座標値を付すこと。ただし、現場条件等により良好な測位条件が得られない場合は、引照点の測位により代えることができる。
- ・測位に使用する G P S 受信機は、その公表されているカタログにおいてサブメーター以上の精度を有すること。
- ・測位した測点については、原則として別に支給する測位基準杭を使用すること。

2) 閉合誤差

- ・周囲測量の閉合誤差許容値は、図上距離の総和の 100 分の 1 以内とする。

3) 作業道出来形測量

- ・ 1) と同様とする。

(11) その他疑義が生じた場合は監督職員と協議すること。

<参考>				
一般土木工事等施工管理基準				
(1)滋賀県における(森林土木)治山事業における森林整備管理基準				
種別	測定項目	出来形		備考
		規格地	測定基準	
本数調整伐	面積 本数	設計以上	プロット調査による もしくは全数管理	施工箇所毎
(2)出来形管理写真				
種別	撮影項目	撮影時期	撮影頻度	
本数調整伐	作業状況	施工前 施工中 施工後	施工箇所毎、齢級毎 1ha毎1回 (全数管理時500本毎に1回)	